

大口町砂利採取行為に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大口町内の自然環境保全のため、砂利採取業者に対し、適切な指導を行うことにより、砂利の採取に伴う災害を防止し、町域の秩序ある利用を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「砂利採取行為」とは、砂利（砂、玉石を含む。以下同じ。）の採取（洗浄を含む。以下同じ。）を行う行為をいう。

2 この要綱において「砂利採取業者」とは、前項に規定する行為を業として行う者をいう。

(砂利採取業者及び土地所有者の責務)

第3条 砂利採取業者は、砂利採取法（昭和45年法律第74号）及び大口町地下水の保全に関する条例（平成12年大口町条例第47号）の規定を遵守しなければならない。

2 砂利採取業者及び土地所有者は、土地が自然環境及び生活環境の基盤であることに鑑み、砂利の採取を行う場合には自然環境の保全に十分配慮し、良好な生活環境の確保のために積極的に努力する責務を有する。

(協議)

第4条 砂利採取業者は、砂利採取行為を行おうとするときは、当該行為に着手する日の4月前までに砂利採取行為に関する協議書（様式第1）に次の書類を添付の上、町長が指示する部数を提出して、町長にその旨を協議しなければならない。

- (1) 砂利採取工程表
- (2) 埋め戻し復元計画書及び復元図
- (3) 埋め戻し土地売買契約書等
- (4) 誓約書
- (5) 埋め戻しに関する誓約書
- (6) 土地所有者との土地貸借契約書の写し及び土地所有者の住民票

- (7) 地元区長の同意書
- (8) 地元農事組合の同意書
- (9) 隣地同意書
- (10) 関係小中学校の同意書
- (11) 砂利採取業務主任者試験合格証
- (12) 砂利採取業登録証
- (13) 会社の定款
- (14) 法人登記簿謄本

2 砂利採取業者は、前項の協議の内容に変更があるときは、その変更に関する事項について砂利採取行為に関する変更協議書（様式第2）を提出して、町長に協議しなければならない。この場合において、前項各号に掲げる添付書類については、これらの書類のうち変更に係るものを添付しなければならない。

（審査会）

第5条 町長は、前条の協議の内容を審査するため、大口町砂利採取行為審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会の組織等については、別に定める。

（審査結果の通知等）

第6条 町長は、第4条の協議の内容を審査し、採取計画が適切と認めたときは、速やかにその旨を砂利採取業者に通知するものとする。

2 町長は、第4条の協議にかかる砂利採取行為が不適切と認める場合は、当該砂利採取行為の中止又は計画の変更を勧告するものとする。

（許認可等の申請）

第7条 砂利採取業者は、前条の規定に基づく審査結果の通知等を受けた後でなければ法令に基づく許認可等の申請をしてはならない。

（協定）

第8条 町長は、第6条に規定する措置のほか、砂利採取業者及び土地所有者と当該砂利採取行為に関し、協定を締結するものとする。

2 前項に規定する協定は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 自然環境の保全に関する事項
- (2) 防災に関する事項
- (3) 周辺の環境に関する事項
- (4) 公共用施設等の原形復旧及び応急復旧に関する事項
- (5) 農作物等の被害に対する補償に関する事項
- (6) その他必要な事項

(指導基準)

第9条 砂利採取業者は、別表に定める基準に適合するように砂利採取行為を計画し、実施しなければならない。

(報告及び調査)

第10条 町長は、この要綱の施行に関し必要な限度において、砂利採取業者から砂利採取行為の施行状況等について報告を求め、又は職員に砂利採取行為の行われている区域に立ち入らせ、採取の状況を調査させることができる。

2 前項に規定する砂利採取行為の行われている区域への立入りには、職員証を携帯し、関係人の求めに応じ、これを提示しなければならない。

(業務完了報告書)

第11条 砂利採取業者は、当該業務を完了した場合は、当該業務完了日から20日以内に業務完了報告書(様式第3)を町長に提出しなければならない。

(他の法令との関係)

第12条 この要綱の規定により協議を要する砂利採取行為が、他の法令の定めるところにより他の行政機関の許認可等を必要とする場合、町長はこの要綱の規定による審査、指導等を意見として提出するものとする。

(その他必要事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則(昭和63年12月8日 大口町告示第41号)

- 1 この要綱は、昭和64年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、既に砂利採取行為に着手している者又は法令に基づく許認可を受けている者及び許認可申請中である者については、この要綱の規定は適

用しない。

附 則（平成5年6月24日 大口町告示第35号）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に砂利採取行為に着手している者又は砂利採取行為について法令に基づく許認可を受けている者及び許認可の申請を行っている者の行う砂利採取については、改正後の大口町砂利採取行為に関する指導要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月31日 大口町告示第69号）

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月31日 大口町告示第27号）

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月14日 大口町告示第22号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成29年3月29日 大口町告示第36号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日 大口町告示第54号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1（第4条関係）

砂利採取行為に関する協議書

年 月 日

大口町長 様

協議者 住 所
氏 名
名称及び
代表者名
電 話

大口町砂利採取行為に関する指導要綱第4条1項の規定に基づき、次のとおり砂利採取行為をしたいので協議します。

砂利採取場の位置面積		実測					m ² （ m ² ）	
砂利採取行為場所								
採取する砂利の種類 及び数量		種類	数量	掘削深	1日の基準量	搬出方法		
			m ³	m	m ³	ダンプトラック 1日延約 台		
採取期間		—						
採取地 諸条件	土地の利用規制							
	地目	区分	宅地	田・畑	山林	その他	計	
		面積m ²						
	比率%					100		
国有財産等の有無								
採取区域の周辺の状況								

そ の 他 参 考 と な る 事 項	砂利の採取方法及び採取のための設備その他の施設に関する事項						
	採取方法	機 種	能 力	容 量	併用機械	能 力	用 途
	砂利採取に伴う災害防止のための方法及び施設に関する事項						
	(1) 掘削区域の危険防止策						
	(2) 深度掘防止策						
	(3) 運搬に対する対策						
	(4) その他						
	採取した砂利の水切りの方法及び設備その他の施設に関する事項						
	(1) 水切りの方法						
	(2) 埋戻しの方法						

(添付書類)

- 1 行為をしようとする場所の位置図 (縮尺1/2500—1/5000程度)
平面図 (縮尺1/600又は1/5000程度)
- 2 設計図等
 - ・掘削平面図
(保全区域・出入口・タイヤ洗淨場・防護柵・立入禁止
看板・車両対退避所等) を記載
 - ・断面図
 - ・土量求積図
- 3 砂利運搬経路図
- 4 安全施設図
- 5 採取をしようとする場所の写真
- 6 緊急時の連絡先
- 7 砂利採取工程表
- 8 埋め戻し復元計画書及び復元図
- 9 埋め戻し土売買契約書等
- 10 誓約書
- 11 埋め戻しに関する誓約書
- 12 土地所有者との土地貸借契約書の写し及び土地所有者の住民票
- 13 地元区長の同意書
- 14 地元農事組合の同意書
- 15 隣地同意書
- 16 関係小中学校の同意書
- 17 砂利採取業務主任者試験合格証
- 18 砂利採取業登録証
- 19 会社の定款
- 20 法人登記簿謄本

様式第2（第4条関係）

砂利採取行為に関する変更協議書

年 月 日

大口町長 様

協議者住 所
氏 名
名称及び
代表者名
電 話

大口町砂利採取行為に関する指導要綱第4条第2項の規定に基づき、次のとおり砂利採取行為の内容を変更したいので協議します。

1 砂利採取行為の変更の内容

従 前 の 協 議 内 容	変 更 の 内 容

2 変更の理由

様式第3（第11条関係）

業 務 完 了 報 告 書

年 月 日

大口町長 様

協議者住 所
氏 名
名称及び
代表者名
電 話

大口町砂利採取行為に関する指導要綱第11条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

1 行為の名称（種類）

2 採取の場所

3 審査結果通知 年 月 日 第 号

4 業務完了年月日 年 月 日